

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料7-7
提出年月日	令和5年6月23日

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-25, 28, 30	(c) 操作の成立性 記載の適正化を実施 (下線部参照) (旧) 上記の操作は、運転員 (中央制御室) 1名、 <u>運転員 (現場) 1名にて</u> ・・・ (新) 上記の操作は、運転員 (中央制御室) 1名 <u>及び</u> 運転員 (現場) 1名にて・・・	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-26 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT111 r.6.0)」に反映済み
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-30, 32, 34	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-36	技術的能力1.13まとめ資料に示すとおり、海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水を実施する災害対策要員の人数を3名から6名に変更した。  技術的能力1.13にて整備する「可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給」について、有効性評価「全交流動力電源喪失」における補助給水ピット枯渇時間7.4時間に対する更なる余裕時間確保のため災害対策要員の要員数を3名から6名に増員したことから、上記と同様の作業手順である「可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水」についても、災害対策要員の要員数を3名から6名に増員することで、注水開始までの想定時間を250分から200分に短縮した。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-26 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT111 r.6.0)」に反映済み
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-41	同上	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-36	泊は、使用済燃料ピットのみ燃料体を貯蔵している期間中において、有効性評価「想定事故1」及び「想定事故2」まとめ資料にて示すとおり、可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視の準備と並行して可搬型大型送水ポンプ車による注水準備を行うため、災害対策要員の要員数を3名としている。  以下の下線部を「(c)操作の成立性」に追記した。 <u>また、使用済燃料ピット内のみ燃料体を貯蔵している期間中においては、災害対策要員3名及び災害対策要員(支援)2名にて作業を実施し、作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始まで250分以内で可能である。</u>	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-26 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT111 r.6.0)」に反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-41	泊は、使用済燃料ピットの中に燃料体を貯蔵している期間中において、有効性評価「想定事故1」及び「想定事故2」まとめ資料にて示すとおり、可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視の準備と並行して可搬型大型送水ポンプ車による注水準備を行うため、災害対策要員の要員数を3名としている。  以下の下線部を「(c)操作の成立性」に追記するとともに、上記の理由を相違理由欄に追記した。 また、使用済燃料ピット内の中に燃料体を貯蔵している期間中においては、災害対策要員3名及び災害対策要員(支援)2名にて作業を実施し、作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始まで250分以内で可能である。	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-40	技術的能力1.13まとめ資料に示すとおり、代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水を実施する災害対策要員の人数を3名から6名に変更した。これにより、想定時間は150分から115分に短縮した。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-26 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT111 r.6.0)」に反映済み
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-43	同上	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-40	泊の代替給水ピットを水源とした使用済燃料ピットへの注水手順について、海水を用いた手順と同様に、災害対策要員6名の手順と災害対策要員3名の手順を整備することから、以下の下線部を「(c)操作の成立性」に追記した。  また、使用済燃料ピット内の中に燃料体を貯蔵している期間中においては、災害対策要員3名及び災害対策要員(支援)2名にて作業を実施し、作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始まで150分以内で可能である。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-26 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT111 r.6.0)」に反映済み
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-44	泊の代替給水ピットを水源とした使用済燃料ピットへの注水手順について、海水を用いた手順と同様に、災害対策要員6名の手順と災害対策要員3名の手順を整備することから、以下の下線部を「(c)操作の成立性」に追記するとともに、相違理由欄にも追記した。  また、使用済燃料ピット内の中に燃料体を貯蔵している期間中においては、災害対策要員3名及び災害対策要員(支援)2名にて作業を実施し、作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始まで150分以内で可能である。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-43	技術的能力1.13まとめ資料に示すとおり、原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水を実施する災害対策要員の人数を3名から6名に変更した。これにより、想定時間は225分から200分に短縮した。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-26 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT111 r.6.0)」に反映済み
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-46	同上	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-44	泊の原水槽を水源とした使用済燃料ピットへの注水手順について、海水を用いた手順と同様に、災害対策要員6名の手順と災害対策要員3名の手順を整備することから、以下の下線部を「(c) 操作の成立性」に追記した。  また、使用済燃料ピット内のみ燃料体を貯蔵している期間中においては、災害対策要員3名及び災害対策要員(支援)2名にて作業を実施し、作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始まで225分以内で可能である。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-26 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT111 r.6.0)」に反映済み
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-46	泊の原水槽を水源とした使用済燃料ピットへの注水手順について、海水を用いた手順と同様に、災害対策要員6名の手順と災害対策要員3名の手順を整備することから、以下の下線部を「(c) 操作の成立性」に追記するとともに、相違理由欄にも追記した。  また、使用済燃料ピット内のみ燃料体を貯蔵している期間中においては、災害対策要員3名及び災害対策要員(支援)2名にて作業を実施し、作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始まで225分以内で可能である。	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-61	以下の内容は、No.121にて図番を修正した。  脱字訂正(下線部参照) (旧)・・・フローチャートを1.11.34図に示す。 (新)・・・フローチャートを第1.11.34図に示す。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-26 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT111 r.6.0)」に反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-74	同上	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-61	記載の適正化  (旧) 使用済燃料ピット監視用携帯型ローブ式水位計 (新) 携帯型水位・水温計	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-26 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT111 r.6.0)」に反映済み
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-69	同上	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-94	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水のうち、災害対策要員6名のタイムチャートを追加。 第1.11.12図 (1/2) とした。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-26 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT111 r.6.0)」に反映済み
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-106	同上	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-95	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水のうち、災害対策要員3名のタイムチャートは、第1.11.12図 (2/2) とした。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-26 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT111 r.6.0)」に反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-106	同上	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-97, 102, 107, 111, 115, 119	ホース敷設ルート図 (第1.11.13図, 第1.11.16図, 第1.11.19図, 第1.11.22図, 第1.11.25図, 第1.11.28図) 備考※2の記載において, 下記の誤記訂正を行った。(下線部参照)  (旧) ※2: ホース敷設ルート (海水取水箇所-使用済燃料ピット冷却用... (新) ※2: ホース敷設ルート (海水取水箇所-使用済燃料ピット冷却用...	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-26 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT111 r.6.0)」に反映済み
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-108, 116, 122, 128, 142, 146	同上	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-99	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水のうち, 災害対策要員6名のタイムチャートを追加。 第1.11.15図 (1/2) とした。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-26 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT111 r.6.0)」に反映済み
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-114	同上	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-100	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水のうち, 災害対策要員3名のタイムチャートは, 第1.11.15図 (2/2) とした。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-26 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT111 r.6.0)」に反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-114	同上	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-104	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水のうち、災害対策要員6名のタイムチャートを追加。 第1.11.18図 (1/2) とした。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-26 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT111 r.6.0)」に反映済み
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-120	同上	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-105	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水のうち、災害対策要員3名のタイムチャートは、第1.11.18図 (2/2) とした。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-26 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT111 r.6.0)」に反映済み
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-120	同上	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-120	第1.11.29図 各設備名称について追記	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-26 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT111 r.6.0)」に反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-148	同上	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-120, 121, 122	T.P.の記載箇所を適正化	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-26 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT111 r.6.0)」に反映済み
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-148, 151, 152	同上	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-125, 127	アクセスルートに係る運用見直しに伴い、フローチャート内の以下の注記を削除。(下線部参照)  (旧)海水取水箇所へのアクセスに時間を要しないか <sup>※4</sup> ※4: 海水取水箇所へのアクセスルート復旧作業の結果、アクセスの時間に見通しがつく場合は、「海水の取水が可能か」の判断へ移行する。 (新)海水取水箇所へのアクセスに時間を要しないか	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-26 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT111 r.6.0)」に反映済み
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-155, 157	同上	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-126	記載の適正化  (旧) ※3: 「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備 (新) ※3: 「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-26 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT111 r.6.0)」に反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-156	同上	
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-132	代替給水ピット、原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水手順について、8名の手順を追記した。また、5名の手順は使用済燃料ピット内のみに燃料体を貯蔵している期間中の手順であることを追記した。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-26 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT111 r.6.0)」に反映済み
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-163	同上	
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-134, 135, 136	添付1.11.2 (電源構成図) について、各電源設備の主要設備を明確にするための補足を追記	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-26 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT111 r.6.0)」に反映済み
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-166, 167	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-137	添付資料1.11.3 自主対策設備仕様 記載の適正化  燃料取替用水ピット (旧) 約2000m <sup>3</sup> (新) 約2,000m <sup>3</sup>  原水槽 (旧) 約5000m <sup>3</sup> /基 (新) 約5,000m <sup>3</sup> (1基当たり)  ロープ式測定器の名称 (旧) 使用済燃料ピット監視用携帯型ロープ式水位計 (新) 携帯型水位・水温計	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-26 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT111 r.6.0)」に反映済み
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-169	同上	
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-141, 200	4桁以上の数値で「,」の記載がないものについて適正化 (下線部参照) 例: (旧)1030m <sup>3</sup> (新)1,030m <sup>3</sup>	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-26 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT111 r.6.0)」に反映済み
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-173, 245	同上	
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-146, 147, 149, 150, 151, 152, 154, 155, 156, 157, 183, 184, 186, 187, 189, 190, 192, 221, 237	原子炉建屋を周辺補機棟又は燃料取扱棟に修正した。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-26 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT111 r.6.0)」に反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-178, 179, 181, 182, 187, 189, 190, 192, 193, 195, 226, 228, 229, 230, 231, 232, 233, 266, 286	同上	
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-149	記載の適正化（ホース接続方式）  （旧）消防ホースはカップラ接続であり容易かつ確実に接続できる。 （新）消防ホースの接続はワンタッチ式であり、容易かつ確実に接続できる。	第1149回審査会合（R5.5.25）資料1-5-26 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等（SAT111 r.6.0）」に反映済み
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-181	同上	
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-151	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水手順について、災害対策要員6名及び災害対策要員（支援）2名で実施する手順の必要要員数、作業時間等を追記した。 また、必要要員数5名の手順が、災害対策要員3名及び災害対策要員（支援）2名で実施する場合の手順であることを追記した。	第1149回審査会合（R5.5.25）資料1-5-26 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等（SAT111 r.6.0）」に反映済み
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-187	同上	
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-154	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水手順について、災害対策要員6名及び災害対策要員（支援）2名で実施する手順の必要要員数、作業時間等を追記した。 また、必要要員数5名の手順が、災害対策要員3名及び災害対策要員（支援）2名で実施する場合の手順であることを追記した。	第1149回審査会合（R5.5.25）資料1-5-26 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等（SAT111 r.6.0）」に反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-190	同上	
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-156	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水手順について、災害対策要員6名及び災害対策要員(支援)2名で実施する手順の必要要員数、作業時間等を追記した。 また、必要要員数5名の手順が、災害対策要員3名及び災害対策要員(支援)2名で実施する場合の手順であることを追記した。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-26 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT111 r.6.0)」に反映済み
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-193	同上	
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-162, 163, 173, 178	上付き記載の適正化 (下線部参照) 例: (旧) $m^3$ (新) $m^3$	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-26 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT111 r.6.0)」に反映済み
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-199	記載の適正化 添付資料1.11.12 「使用済燃料ピットへの注水方法について」の資料タイトル重複記載を削除	
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-180	記載表現の適正化 (下線部参照) (旧)「第15図使用済燃料ピット下部水位計測の選定フロー」を示す。 (新)「第15図_使用済燃料ピット下部水位計測の選定フロー」を示す。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-26 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT111 r.6.0)」に反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-223	同上	
63	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-230	記載の適正化 添付資料1.11.15 可搬型スプレインゾルの写真が2枚落丁していたため適正化した。	
64	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	-	No.139にて最新化し、下記記載は削除。  記載表現の適正化(下線部参照)  <del>(旧)NaI(Tl)</del> <del>(新)NaI(Tl)</del>	第1149回審査会合(R5.5.25)資料1-5-26 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等(SAT111 r.6.0)」に反映済み
65	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-275	以下を相違理由欄に追記した。  【大飯】 名称の相違 ・燃料取扱建屋と燃料取扱棟 ・原子炉周辺建屋と原子炉建屋 (以降、相違理由を省略)	
66	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-228	記載の適正化(下線部参照) (旧)水蒸気の影響を考慮する重大事故等対処設備の範囲、燃料取扱棟内に (新)水蒸気の影響を考慮する重大事故等対処設備の範囲は、燃料取扱棟内に	第1149回審査会合(R5.5.25)資料1-5-26 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等(SAT111 r.6.0)」に反映済み
67	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-275	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
68	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-230	大飯に合わせて記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 使用済燃料ピットが設置されている燃料取扱棟が原子炉建屋と区画されて (新) 使用済燃料ピットが設置されている燃料取扱棟が周辺建屋と区画されて	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-26 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT111 r.6.0)」に反映済み
69	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-278	同上	
70	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-230	大飯に合わせて記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 燃料取扱棟内に設置されている重大事故等対処設備は (新) <u>また</u> 、燃料取扱棟内に設置されている重大事故等対処設備は	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-26 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT111 r.6.0)」に反映済み
71	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-278	同上	
72	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	全般	比較表内の参照ページを最新化した。 比較表相違理由の記載を適正化した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
73	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	とりまとめた資料-1	1. 1-1)a. に以下の記載を追加 ・泊3号炉は、大飯3/4号炉等の先行PWRプラントと比較し、使用済燃料ピット水が100℃に到達するまでの時間が短いことから、可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水手段における手順着手の判断基準を見直し、補給水系故障判断を待たず、災害対策要員により可搬型大型送水ポンプ車等の準備を開始することとした。また、使用済燃料ピットの中に燃料体を貯蔵している期間中において、有効性評価「想定事故1」及び「想定事故2」まとめ資料にて示すとおり、100℃に到達するまでの更なる余裕時間確保のため、可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視の準備と並行して可搬型大型送水ポンプ車による注水準備を行うこととし、このための体制変更として災害対策要員3名に加えて災害対策要員（支援）2名を増員した。 ・自主対策設備であるロープ式の使用済燃料ピット水位計について、大飯3/4号炉の審査実績を踏まえて、水位のみ計測できる機種から水位及び水温を計測できる機種に変更し、名称を「携帯型水位・水温計」に変更した。	
74	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	とりまとめた資料-1	1. 1-1)c. に以下の記載を追加 ・技術的能力1.13にて整備する「可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給」について、有効性評価「全交流動力電源喪失」における補助給水ピット枯渇時間7.4時間に対する更なる余裕時間確保のため、災害対策要員の要員数を3名から6名に増員したことに伴い、同様の作業手順である「可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水」についても、災害対策要員の要員数を3名から6名に増員し、注水開始までの想定時間を250分から200分に短縮した。	
75	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	とりまとめた資料-7 とりまとめた資料-9	記載の適正化（下線部参照）  (旧) 使用済燃料ピット水浄化冷却設備の異常時における対応手順等 (新) 使用済燃料ピット水浄化冷却設備の異常時における対応手順書等	
76	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	とりまとめた資料-10	記載の適正化 有効性評価で注水可能となる時間 (旧) 約5.7時間 (新) 約4.4時間	
77	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-12, 65, 131	1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水手段において、ポンプへ給電する設備として下記設備を追加した。  ・非常用交流電源設備  また、第1.11.1表「機能喪失を想定する設計基準対象施設と整備する手順」及び添付資料1.11.1「審査基準、基準規則と対処設備との対応表」についても同様に追加した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
78	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-12, 76, 162	同上	
79	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-23, 65~68	本文1.11.1(2)d.「手順等」及び第1.11.1表「機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順」に記載する手順書の名称について、以下のとおり記載表現を統一  ・本文1.11.1(2)d.「手順等」に記載する手順名称は、大飯3/4号炉と同様に表1.11.1表の「整備する手順書」から代表的な手順書名称を1つ記載し、その他該当する手順は「等」で整理する記載表現とした。 ・表1.11.1表のヘッダーを「手順の分類」から「手順書の分類」へ修正。 ・表1.11.1表の「整備する手順書」の手順書名称について、すべて「・・・手順書」に統一 ・表1.11.1表の「整備する手順書」の「等」の記載を適正化（当該手段が複数の手順書に該当する場合は「手順書の分類」から代表的な手順書名称を1つ記載し、その他該当する手順は「等」を記載している。なお、「等」に該当する手順については、技能1.0まとめ資料のうち、添付資料1.0.14_表2「技術的能力対応手段と運転手順等比較表」にて整理している）	
80	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-25, 76~78	同上	
81	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-25, 27	記載の適正化（下線部参照）  可搬型大型送水ポンプ車を用いる使用済燃料ピットへの注水手順の見直しに伴い、使用済燃料ピットへの注水開始後の監視および水位維持操作について記載を充実化。	
82	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-30, 32	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
83	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT1111 r.7.0)	1.11-25	<p>使用済燃料ピットへの各注水手順の「(c) 操作の成立性」の記載には「臨界を防止する」の観点が不足していることから、玄海3/4号炉の記載を参考に以下のとおり修正した。(下線部参照)</p> <p>(旧) 発電用原子炉停止後に取り出された全炉心分の燃料、以前から貯蔵している使用済燃料が、使用済燃料ピットの熱負荷が最大となるような組合せで貯蔵される場合の崩壊熱を条件として評価した想定事故1及び想定事故2のうち、いずれかが発生した場合であっても、重大事故等への対応操作により、放射線の遮蔽を維持できない水位に達する前に注水を開始でき、かつ蒸発水量以上の流量で注水するため使用済燃料ピットの水位を維持し、使用済燃料ピット内の燃料体等を冷却、放射線を遮蔽する。</p> <p>(新) 発電用原子炉停止後に取り出された全炉心分の燃料及び以前から貯蔵している使用済燃料が、使用済燃料ピットの熱負荷が最大となるような組合せで貯蔵される場合の崩壊熱を条件として評価した想定事故1及び想定事故2が発生した場合であっても、重大事故等への対応操作により、放射線の遮蔽を維持できる最低水位に到達する前に注水を開始でき、かつ使用済燃料ピットの蒸発水量以上の流量で注水するため使用済燃料ピットの水位を維持し、使用済燃料ピット内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止することが可能である。</p> <p>以降、使用済燃料ピットへの各注水について同様の修正実施。</p>	
84	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT1111-9 r.6.0)	1.11-30	同上	
85	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT1111 r.7.0)	1.11-30, 32	<p>記載の適正化(下線部参照)</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車を用いる使用済燃料ピットへの注水手順の見直しに伴い、使用済燃料ピットへの注水開始後の監視および水位維持操作について記載表現を統一。</p>	
86	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT1111-9 r.6.0)	1.11-33, 34, 35	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
87	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-36, 40, 44	使用済燃料ピットへの注水のうち、可搬型大型送水ポンプ車を用いる手段について、有効性評価想定事故の記載との整合及び女川審査実績を踏まえて、間欠運転又は流量調整を行うことが分かる手順に記載を適正化した。(下線部参照)  (旧) ⑩ 災害対策要員は、現場で使用済燃料ピット水位が通常水位の範囲内になるように注水流量を調整する。 (新) ⑬ 発電課長(当直)は、使用済燃料ピット水位が通常水位の範囲内で維持できるよう、災害対策要員へ可搬型大型送水ポンプ車による間欠注水又は現場での流量調整を指示する。	
88	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-40, 43, 46	同上	
89	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-51, 54	記載適正化(表現統一)  (旧) ○名により作業を実施  (新) ○名にて作業を実施	
90	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-59, 61	同上	
91	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-55	技術的能力1.12の修正を反映  (旧) 上記(b)の現場の操作は、災害対策要員6名にて実施し、所要時間は280分以内で大気への放射性物質の拡散抑制の準備を完了することとしている。 (新) 上記の現場操作は、災害対策要員6名にて実施し、所要時間は、手順着手から280分以内で大気への放射性物質の拡散抑制の準備を完了することとしている。	
92	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-63	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
93	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-65, 66	第1.11.1表 (1/4) (2/4) 記載の適正化 (女川審査実績の反映)  「分類」の記載を適正化した。(下線部参照)  (旧) 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能喪失時, 又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えいの発生時 (新) 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時, 又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時	
94	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-76, 77	同上	
95	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-82	第1.11.3表 記載の適正化。(下線部参照) (旧) 非常用直流電源設備 (新) 所内常設蓄電式直流電源設備	
96	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-90	同上	
97	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-84, 86	第1.11.2図, 1.11.4図 操作対象機器注記統一のため, 以下下線部を修正した。  (旧) どちらか一方を全開とする。 (新) どちらかの弁を全開とする。  (旧) ※ <u>1</u> (新) ※	
98	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-95, 97	同上	
99	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-90	第1.11.8図 操作対象機器注記統一のため, 以下下線部を修正した。  (旧) どちらか一方を起動する。 (新) どちらか <u>1</u> 台を起動する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
100	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-100	同上	
101	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-84, 86, 88, 90	第1.11.2図, 1.11.4図, 1.11.6図, 1.11.8図 記載の適正化 (下線部参照)  (旧) 消火栓 (新) 屋内消火栓	
102	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-95, 97, 99, 100	同上	
103	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-94	第1.11.12図 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの 注水 タイムチャート(1/2) ※書き及び時間バー表示の※番号の適正化	
104	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-106	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
105	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-95	第1.11.12図 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水 タイムチャート (2/2) 記載内容適正化 (下線部参照) (旧) ※3: 可搬型大型送水ポンプ車の移動時間として、51m倉庫・車庫エリアから原子炉建屋付近までを想定した移動時間及び可搬型ホースの敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間  ※4: 可搬型大型送水ポンプ車の移動時間として、原子炉建屋付近から海水取水箇所(3号炉取水ピットスクリーン室)までを想定した移動時間、可搬型大型送水ポンプ車の設置実績及び可搬型ホースの敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間  (新) ※3: 可搬型大型送水ポンプ車の移動時間として、51m倉庫・車庫エリアから海水取水箇所(3号炉取水ピットスクリーン室)までを想定した移動時間及び可搬型ホースの敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間  ※4: 可搬型大型送水ポンプ車の設置実績及び可搬型ホースの敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間  災害対策要員A～Cバー表示適正化 (旧) 可搬型大型送水ポンプ車の移動, 設置, (新) 可搬型大型送水ポンプ車の設置,  (旧) 原子炉建屋内 (新) 燃料取扱棟内	
106	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-106	同上	
107	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-99	第1.11.15図 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水 タイムチャート (1/2)  ※書きの記載内容適正化	
108	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-114	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
109	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-104	第1.11.18図 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水 タイムチャート (1/2) ※書き及び時間バー表示の※番号の適正化	
110	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-120	同上	
111	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-105	第1.11.18図 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水 タイムチャート (2/2) 記載内容適正化 (下線部参照)  (旧) ※3: 可搬型大型送水ポンプ車の移動時間として, 51m倉庫・車庫エリアから原子炉建屋付近までを想定した移動時間及び可搬型ホースの敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間  ※4: 可搬型大型送水ポンプ車の移動時間として, 原子炉建屋付近から原水槽までを想定した移動時間, 可搬型大型送水ポンプ車の設置実績及び可搬型ホースの敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間 (新) ※3: 可搬型大型送水ポンプ車の移動時間として, 51m倉庫・車庫エリアから原水槽までを想定した移動時間及び可搬型ホースの敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間  ※4: 可搬型大型送水ポンプ車の設置実績及び可搬型ホースの敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間  災害対策要員A～Cバー表示適正化 (旧) 可搬型大型送水ポンプ車の移動, 設置, (新) 可搬型大型送水ポンプ車の設置,	
112	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-120	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
113	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-109	第1.11.21図 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ タイムチャート 記載内容適正化（下線部参照）  (旧) ※3：ホース延長・回収車（送水車用）の移動時間として、51m倉庫・車庫エリアから原子炉建屋付近までを想定した移動時間、可搬型ホースの敷設実績及び可搬型スプレイノズルの設置実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間  ※5：ホース延長・回収車（送水車用）の移動時間として、51m倉庫・車庫エリアから海水取水箇所（3号炉取水ピットスクリーン室）までを想定した移動時間及び可搬型ホースの敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間  (新) ※3：ホース延長・回収車（送水車用）の移動時間として、51m倉庫・車庫エリアから原子炉補助建屋付近又は原子炉建屋付近までを想定した移動時間、可搬型ホースの敷設実績及び可搬型スプレイノズルの設置実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間  ※5：ホース延長・回収車（送水車用）の移動時間として、51m倉庫・車庫エリアから2号炉東側31mエリア(a)付近又は原子炉建屋付近までを想定した移動時間及び可搬型ホースの敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間	
114	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-126	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
115	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1, 11-113	第1.11.24図 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ タイムチャート 記載内容適正化（下線部参照）  （旧） ※6：ホース延長・回収車（送水車用）の移動時間として、51m倉庫・車庫エリアから原子炉建屋付近までを想定した移動時間及び可搬型ホースの敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間  （新） ※6：ホース延長・回収車（送水車用）の移動時間として、51m倉庫・車庫エリアから原子炉補助建屋付近又は原子炉建屋付近までを想定した移動時間及び可搬型ホースの敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間  災害対策要員A, B バー表示記載内容適正化 （旧）ホース敷設, 接続, 可搬型スプレインズル設置※4 （新）可搬型ホース敷設, 接続, 可搬型スプレインズル設置※4  （旧）原子炉建屋内 （新）燃料取扱棟内	
116	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-140	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
117	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-117	第1.11.27図 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ タイムチャート 記載内容適正化 (下線部参照)  (旧) ※3：ホース延長・回収車(送水車用)の移動時間として、51m倉庫・車庫エリアから原子炉建屋付近までを想定した移動時間、可搬型ホースの敷設実績及び可搬型スプレインノズルの設置実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間  ※5：ホース延長・回収車(送水車用)の移動時間として、51m倉庫・車庫エリアから原水槽までを想定した移動時間及び可搬型ホースの敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間 (新) ※3：ホース延長・回収車(送水車用)の移動時間として、51m倉庫・車庫エリアから原子炉補助建屋付近又は原子炉建屋付近までを想定した移動時間、可搬型ホースの敷設実績及び可搬型スプレインノズルの設置実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間  ※5：ホース延長・回収車(送水車用)の移動時間として、51m倉庫・車庫エリアから2号炉東側31mエリア(a)付近又は原子炉建屋付近までを想定した移動時間及び可搬型ホースの敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間	
118	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-144	同上	
119	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-121～127	図表番号の記載適正化 (下線部参照)  同一操作手順の図表番号の振り方を、先行審査実績を参照し修正を行った。(他の審査項目も統一の観点から同様に修正を行う。)  (旧) 第〇.〇.31図 使用済燃料ピット状態監視 概要図 (1) 第〇.〇.32図 使用済燃料ピット状態監視 概要図 (2) (新) 第〇.〇.31図 使用済燃料ピット状態監視 概要図 (1/2) 第〇.〇.31図 使用済燃料ピット状態監視 概要図 (2/2)  本文操作手順に記載している図表番号についても、適正化後の番号を反映した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
120	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-151～157	同上	
121	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-124～127	図表番号の記載適正化。(下線部参照)  (旧) 第1.11.34図(1/4, 2/4, 3/4, 4/4) (新) 第1.11.33図(1/4, 2/4, 3/4, 4/4)	
122	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-154～157	同上	
123	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-124, 125	フローチャート名称の記載適正化。(下線部参照)  (旧) 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能喪失時, 使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の対応手段の選択 (1/2) (新) 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能喪失時, <u>又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の対応手段の選択 (1/2)</u>	
124	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-154, 155	同上	
125	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-126	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フローチャート第1.11.33図(3/4) 記載の適正化。(下線部参照)</li> <li>(旧) <u>燃料取扱棟への放水</u></li> <li>(新) <u>大気への放射性物質の拡散抑制</u></li> <li>・フローチャート第1.11.33図(3/4) 記載の適正化。以下下線部を修正した。</li> <li>(旧) 可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ</li> <li>(新) 可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ</li> <li>・フローチャート第1.11.33図(3/4) 記載の適正化。以下下線部の誤記を修正した。</li> <li>(旧) 可搬型スプレイノズル, 使用済燃料ピットからの漏えい緩和</li> <li>(新) 可搬型スプレイノズル, 使用済燃料ピット漏えい緩和</li> <li>・フローチャート第1.11.33図(3/4)に対応手段である, 漏えい緩和を追記。</li> <li>・注釈について, ページを跨いだ場合に連番となっていた注記号を1から再開するよう適正化を実施。</li> </ul>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
126	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-156	同上	
127	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-135	添付資料1.11.2 電源構成図 記載の適正化 ・電源構成図のタイトル「対応手段として選定した設備の電源構成図」を追記した。 ・給電対象に下記設備を追記した。 使用済燃料ピット水位 使用済燃料ピット温度 使用済燃料ピットエリアモニタ	
128	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-166	同上	
129	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-137	添付資料1.11.3「自主対策設備仕様」の記載を適正化（他の審査項目の資料と記載の横並び） ・容量の「/基」, 「〇台当たり」等の削除 ・数値の記載を「約5000m <sup>3</sup> 」から「約5,000m <sup>3</sup> 」へ修正	
130	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-169	同上	
131	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-146, 147, 149, 151, 154, 156, 183, 186, 189, 192, 221	操作の成立性について記載の適正化（他の審査項目の資料と記載の横並び）	
132	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-178, 179, 181, 187, 190, 193, 226, 227, 229, 231, 233, 266	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
133	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r. 7. 0)	1. 11-152, 154, 156, 184, 186, 189	可搬型ホース敷設箇所を表における接続口名称、ホースの敷設長さ及び本数を適正化。(他の審査項目の資料と記載の横並び)	
134	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r. 6. 0)	1. 11-188, 192, 195, 227, 230, 232	同上	
135	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r. 7. 0)	1. 11-138, 139	添付資料1. 11. 4を最新化 上記と同じ資料である有効性評価添付資料7. 3. 1. 2の内容へ最新化	
136	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r. 6. 0)	1. 11-170, 171	同上	
137	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r. 7. 0)	1. 11-159～182	添付資料1. 11. 13を最新化 上記と同じ資料である「技術的能力添付資料2. 1. 6」及び「SA設備添付資料54-10」の内容へ最新化	
138	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r. 6. 0)	1. 11-201～225	同上	
139	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r. 7. 0)	1. 11-193～220	添付資料1. 11. 18を最新化 上記と同じ資料であるSA設備補足説明資料54-10の内容へ最新化	
140	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r. 6. 0)	1. 11-237～264	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
141	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.7.0)	1.11-231	添付資料1.11.21 表1を最新化 使用済燃料ピット監視設備の設備仕様について、SA設備補足説明資料54-10の内容へ最新化	
142	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-279	同上	
以上、5/31一括提出時の適正化内容を示す。以降は、一括提出後の適正化内容を示す。				
	1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 )			
144	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.7.0)	とりまとめた資料-1,7,10	自主対策設備として新設する「使用済燃料ピット冷却用注水配管・接続口」の記載を追加  ・1-1) a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したものの「泊3号炉は、可搬型ホースを用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水手段により、有効性評価「想定事故1」及び「想定事故2」で示した時間までに注水開始可能であるが、大飯3/4号炉の審査実績を踏まえて、更なる作業性向上の観点から、自主対策設備である常設の使用済燃料ピット冷却用注水配管・接続口を新設する方針とした。」 ・大飯との相違理由（記載方針の相違）を追記した。 ・女川との相違理由（設備の相違）を追記した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
145	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.8.0)	1.11-5, 13, 14, 16, 34, 35, 38, 39, 42, 66, 93, 97, 98, 102, 103, 107, 125, 132, 234	自主対策設備として新設する「使用済燃料ピット冷却用注水配管・接続口」の記載を追加 ・2023年5月25日審査会合説明資料を基に新規添付資料「添付資料1.11.22 使用済燃料ピット冷却用注水配管・接続口について」を作成した。 ・本文に設備名称を追記した。 (海水、代替給水ピット及び原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水手段) ・「使用済燃料ピット冷却用注水配管・接続口」を自主対策設備と位置付ける理由を追記した。 ・手順の概要及び操作手順に「燃料取扱棟内の作業環境が悪化し、使用済燃料ピットまでの可搬型ホース敷設が困難な場合は、使用済燃料ピット冷却用注水配管・接続口を使用する」を追記した。 (海水、代替給水ピット及び原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水手段) ・第1.11.1表 機能喪失を想定する設計基準対象施設と整備する手順 対応手段、対処設備、手順書一覧(2/4)に設備名称を追記した。 ・概要図 第1.11.11図, 第1.11.14図, 第1.11.17図に「使用済燃料ピット冷却用注水配管・接続口」の概要図を追記した。 ・ホース敷設ルート図 第1.11.13図(2/2), 第1.11.14図(2/2), 第1.11.17図(2/2)の記載表現を修正した。 ・フローチャート 第1.11.33図(2/4)に以下の注記を追加「使用済燃料ピットまでの可搬型ホース敷設が困難な場合は、使用済燃料ピット冷却用注水配管・接続口を使用する。」 ・添付資料1.11.1-(5)審査基準, 基準規則と対処設備との対応表(5/7)に設備名称を追記した。	
146	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111)	1.11-6, 13, 14, 16, 38, 39, 42, 44, 45, 77, 105, 108, 113, 116, 119, 122, 155, 163, 283	同上	
147	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.7.0)	1.11-8	女川欄の記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) 使用済燃料貯蔵槽(以下「使用済燃料プール」という。)の冷却機能又は・・・・・・放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するための対処設備を整備する。 (新) 使用済燃料貯蔵槽(以下「使用済燃料プール」という。)の冷却機能又は・・・・・・放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するための対処設備を整備する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
148	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.7.0)	1.11-20	女川欄の記載を適正化した（下線部参照）。 （旧） （d）重大事故等対処設備と自主対策設備 燃料プールスプレイで使用する設備のうち、・・・・・・及び燃料補給設備は重大事故等対処設備として位置付ける 淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）は「1.13重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等」【解釈】1b）項を満足するための代替淡水源（措置）として位置付ける。 （新） 燃料プールスプレイで使用する設備のうち、・・・・・・及び燃料補給設備は重大事故等対処設備として位置付ける。 淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）は「1.13重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等」【解釈】1b）項を満足するための代替淡水源（措置）として位置付ける。	
149	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.7.0)	1.11-34	大飯欄の操作の成立性について、再掲に関する記載を追記した。	
150	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.7.0)	1.11-54	女川欄の操作の成立性について、記載を適正化した（下線部参照）。 （旧） 【燃料プールスプレイ接続口（北）又は燃料プールスプレイ接続口（東）を使用する場合】 【燃料プールスプレイ接続口（建屋内）を使用する場合】 【燃料プールスプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 （新） 【燃料プールスプレイ接続口（北）又は燃料プールスプレイ接続口（東）を使用する場合】 【燃料プールスプレイ接続口（建屋内）を使用する場合】 【燃料プールスプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】	
151	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.7.0)	1.11-72	女川欄の操作手順について、記載を適正化した（下線部参照）。 （旧） ③運転員（中央制御室）Aは、・・・・・・開始されたことを確認し、発電課長へ報告する。 （新） ④運転員（中央制御室）Aは、・・・・・・開始されたことを確認し、発電課長へ報告する。	
152	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.8.0)	1.11-64	記載の適正化 優先順位に関連する添付資料の参照を追記 （新）（添付資料1.11.12）	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
153	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.7.0)	1.11-75	同上	
154	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.8.0)	1.11-69～81	監視計器一覧（第1.11.2表）の記載を適正化 「重大事故等の対応に必要な監視項目」のうち、以下の監視項目の名称を技術的能力1.15と統一（下線部参照）  (旧) ・使用済燃料ピットの温度 ・使用済燃料ピットの水位 ・使用済燃料ピット周辺の放射線量率 ・使用済燃料ピットの状態監視 (新) ・使用済燃料ピットの監視	
155	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.7.0)	1.11-79～89	同上	
156	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.8.0)	1.11-92, 96, 97, 101, 102, 106, 107, 110, 111, 114, 115, 118, 119	ホース敷設ルート図全般 屋外図面の最新化	
157	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.7.0)	1.11-102, 107, 108, 115, 116, 121, 122, 127, 128, 141, 142, 145, 146	同上	
158	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.7.0)	1.11-106	女川欄の図名称の記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) 第1.11-10図 燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水 (新) 第1.11-10図 燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水 <u>タイムチャート</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
159	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.7.0)	1.11-253	大飯欄の図11 使用済燃料ピット監視設備の監視範囲概略図について、不要な四角枠を削除した。	
160	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.8.0)	1.11-221, 222	添付資料1.11.19の設備名称を適正化した(下線部参照)。 (旧) 使用済燃料ピット可搬型水位計 (新) 使用済燃料ピット水位(可搬型)	
161	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.7.0)	1.11-266, 267, 268	同上	
162	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.8.0)	1.11-151~157, 183~187, 189, 190, 221	屋外作業のエレベーション表記を見直し(下線部参照)  【添付資料1.11.9, 1.11.14「2.作業場所」】 (旧) 屋外T.P.10.3m, T.P.33.1m (新) 屋外(海水取水箇所周辺及び原子炉建屋周辺)  【添付資料1.11.10, 1.11.15「2.作業場所」】 (旧) 屋外T.P.33.1m (新) 屋外(代替給水ピット周辺及び原子炉建屋周辺)  【添付資料1.11.11, 1.11.16「2.作業場所」】 (旧) 屋外T.P.10.3m (新) 屋外(原水槽周辺及び原子炉建屋周辺)  【添付資料1.11.19「2.作業場所」】 (旧) 屋外T.P.33.1m (新) 屋外(燃料取扱棟周辺)  【添付資料1.11.9, 1.11.10, 1.11.11, 1.11.14, 1.11.15, 1.11.16 画像タイトル】 (旧) 屋外T.P.〇m (新) 屋外  「2.作業場所」の記載は女川2号炉、画像タイトルの記載は大飯と同様。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
163	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.7.0)	1.11-187, 189, 190, 192, 193, 195, 226, 228, 229, 230, 231, 232, 266	同上	
164	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.8.0)	1.11-146, 147, 237	屋内における操作又は作業場所のエレベーション表記を見直し 「技術的能力1.0_添付資料1.0.2_別紙30」の名称と統一  (例) (旧) 14.3m (新) 10.3m (中間床)	
165	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.7.0)	1.11-178, 179, 286	同上	
166	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.8.0)	1.11-192, 221	訓練実績時間の記載適正化 【添付資料1.11.17】 (旧) 120分 (新) 80分 【添付資料1.11.19】 (旧) (1) 105分 (2) 61分 (新) (1) 100分 (2) 70分	
167	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.7.0)	1.11-233, 266	同上	
168	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.8.0)	1.11-228, 232, 233	添付資料1.11.21 記載の適正化  ・燃料取扱棟内の使用済燃料ピット監視設備の配置について、SA設備補足説明資料54-10の修正を反映し、図面を最新化。 ・図面最新化に伴い、図3と図4を統合し、図3とした。 ・建屋名称修正 原子炉建屋(燃料取扱棟)→燃料取扱棟 ・図3のタイトル変更(大飯審査実績反映) (旧)使用済燃料ピット監視設備(重大事故等対処設備)の設置場所 (新)燃料取扱棟内の使用済燃料ピット監視設備の配置	
169	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.7.0)	1.11-275, 280, 281	同上	